

# 那覇市軌道車両車体利用広告物ガイドライン

## 1 趣旨

広告表示は印刷技術等の発展により、美しく効果的な広告が可能となり、公共交通機関の車体を利用した広告表示は、情報発信のツールの一つとなっています。しかしながら、公共空間の秩序を維持し、良好な景観を形成するためには、車体を利用した広告が周囲の景観に調和することが必要です。本ガイドラインは、良好な景観形成を図るため、公共交通機関の車体を利用した広告物が「風景」や「ひと」への思いやりのある「那覇の風景と調和したサイン」となることを目的としたものです。

## 2 概要

### (1) 景観への対応

車体利用広告物は、本市の景観との調和を図り、かつ魅力ある工夫がなされているデザインが求められます。

### (2) 交通安全の確保

車体利用広告物は、運転者等の誤認や注意力が散漫とならないよう、交通の安全を確保することが必要です。

### (3) 市民への対応

公共交通機関として、青少年保護の立場から有害と思われるもの、また、消費者保護の観点からふさわしくないものや人権侵害、差別等、その他社会風紀を乱す恐れのあるものは、望ましくありません。

### (4) 自主審査

#### 1 交通事業者の責務

交通事業者は、本ガイドラインを遵守し、自己責任において、自主審査基準及び自主審査委員会を設け、自主審査を行うものとします。

#### 2 広告主等の責務

広告主及び広告代理店（広告制作会社）等は、交通事業者の自主審査を受け、本ガイドラインを遵守した節度ある広告物としなければなりません。

#### 3 市民の車体利用広告物に対する意見の反映

交通事業者は、市民の意見を厳粛に受け止め、広告物への反映が求められます。

## 3 適用

### (1) 市条例適用区域外の適用について

市条例適用区域外（市外）にまたがる路線等を運行する車体への広告表示については、本市及び各自治体の条例等に適用すること。

### (2) 本ガイドラインの適用について

市条例の適用を受けないもの、又は、那覇市屋外広告物条例施行規則で定められた面積以下で表示するもので許可を受けたものは、本ガイドラインの適用を受けません。

#### 4 審査基準について

##### (1) 景観への対応

- 1 本市の景観との調和を図り、かつ魅力ある工夫がなされているデザインとする。
- 2 車体の形状及び色彩と調和したデザインとする。
- 3 デザインはイメージを主体としたものを基本とし、文字を情報の手段する場合には必要最小限に留めること。
- 4 色彩は、けばけばしい印象や雑然とした印象になることを避けること。
- 5 原則として、彩度 10 以上の高彩度色及び明度 3 以下の暗い色調を地色又は広範囲に使用しないこと。

##### (2) 交通安全の確保

- 1 公衆に対し危害を及ぼす恐れのあるものは使用しない。
  - 腐食、破損、脱落、剥がれ等の恐れのあるもの
  - 公序良俗を害するもの
- 2 運転者の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しない。
  - 4 コマ漫画等のストーリー性のあるもの
  - 文字表示が多く読ませるもの
  - 絵柄や文字が過密しているもの
  - 同一規格内容を過剰に複数、表示したもの
- 3 運転者を幻惑させる恐れのあるものは使用しない。
  - 発光、蛍光、反射等素材及び鏡等を使用するもの

##### (3) 市民への対応

- 1 青少年の健全育成に反するものは表示しない。
  - 暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
  - 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 2 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しない。
  - 人の人格・身体・思想等を侵害するもの
  - 人または法人等の名誉等を毀損するもの
- 3 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しない。
  - 虚偽の内容を表示するもの
  - 法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの
  - 誇大、比較広告等手法上議論があるもの

(4) 自主審査

- 1 交通事業者は、自己責任において次により自主審査基準を設け、自主審査を行う。
  - 自主審査基準は、ガイドラインに従い、景観への対応、交通安全の確保、市民への対応等について必要な基準を定める。
  - 自主審査委員会を設置し、自主審査基準によりデザインの審査を行う。
  - 「車体利用広告物自主審査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、広告主等及び許可申請者に通知する。
- 2 広告主及び広告代理店（広告制作会社）等は、交通事業者が設置する自主審査委員会の審査を受けなければならない。
- 3 広告主及び広告代理店（広告制作会社）等は、自己責任において、交通事業者による自主審査結果を踏まえ、節度ある広告物となるようにしなければならない。
- 4 車体利用広告物を表示しようとする者は、許可申請時に、交通事業者から通知された自主審査の結果（「報告書」）を市長に提出すること。